

第四十八回 参議院内閣委員会會議録第二号

昭和四十年二月二日(火曜日) 午前十時三十六分開会

委員の異動

一月二十一日 千葉 信君 補欠選任 永岡 光治君

一月二十二日 植垣弥一郎君 補欠選任 塩見 俊二君 辻 武寿君 鬼木 勝利君

一月二十九日 小柳 牧衛君 補欠選任 柴田 栄君 古池 信三君 重宗 雄三君 永岡 光治君 中村 順造君

一月三十日 重宗 雄三君 補欠選任 栗原 祐幸君 二月二日 鬼木 勝利君 補欠選任 北條 雋八君

委員長の異動 一月二十九日下村定君委員長辞任につき、その補欠として柴田栄君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。 委員長 柴田 栄君 理事 栗原 祐幸君 下村 定君 伊藤 順道君 委員 伊藤 順道君

國務大臣

外務大臣 椎名悦三郎君 文部大臣 愛知 揆一君 農林大臣 赤城 宗徳君 労働大臣 石田 博英君 建設大臣 小山 長規君 国務大臣 増原 恵吉君

政府委員

総理府総務長官 白井 莊一君 北海道開発政務次官 大泉 寛三君 務監督官 小泉 清君 科学技術政務次官 小泉 清君 科学技術庁長官 官房長 小泉 貞雄君 文部大臣官房長 西田 剛君 農林大臣官房長 中西 一郎君 労働大臣官房長 和田 勝美君 建設大臣官房長 鶴海良一郎君 常任委員会専門員 伊藤 清君

本日の会議に付した案件

- 理事の辞任及び補欠互選の件
○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○北海道開発法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(柴田栄君) これより内閣委員会を開会いたします。

議事に入るに先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、まことに温厚かつりっぱな御人格の前委員長の後任といたしまして、不肖柴田栄委員長を仰せつかりました。私にはまことにふつつかな者でございます。何かと非常に御迷惑をおかけすることがあろうと存じます。いろいろな面から皆さま方の絶大な御支援と御協力をちょうだいいたしました。誠心誠意その職務を遂行いたしたいと存ずる所存でございます。各位の絶大な御支援を切にお願いいたします。簡単でございますが、一言ごあいさついたします。

この際、下村前委員長から発言を求められておりますので、発言をお願いいたします。

○下村定君 はなはだ略儀でございますが、また各大臣方にお急ぎのところ恐縮でございますが、この席を拝借いたしました。一言委員長辞任のごあいさつと御礼を申し上げたいと思っております。私は、昨年の六月この委員長を拝命いたしました。今日に至っておったのでございますが、はなはだ未熟でありましたにかかわらず、臨時国会も無事終了いたしました。いわば大過なくともいってもよろしいかと思っております。これはひとえに皆さまの御懇切なる御指導、御熱心な御協力によるものと存じまして、厚く御礼申し上げます。なお、私が不行き届きのために皆さまに非常に御迷惑をかけたこともございます。また、委員部、調査室の方にもいろいろお手をわずらわしました。この点はまことに恐縮でございます。この際深くおわびを申し上げます。

期間が短うございましたので、何だか、責任を果たさないような心残りもございすけれども、幸い同じ内閣委員会に席を置きますので、どうぞ倍旧の御指導、御鞭撻をひとつお願い申し上げます。簡単でございますが、御礼とごあいさつにかえします。

○委員長(柴田栄君) 委員の異動について御報告いたします。

去る一月二十一日千葉信君、二十二日、辻武壽君、植垣弥一郎君、二十九日、小柳牧衛君、古池信三君、永岡光治君、三十日に重宗雄三君、本日、鬼木勝利君が委員を辞任され、その補欠として永岡光治君、鬼木勝利君、塩見俊二君、柴田栄、重宗雄三君、中村順造君、栗原祐幸君、北條雋八君が選任せられました。

○委員長(柴田栄君) 理事の辞任の件については、石原君から都合により理事を辞任したい旨の申し出がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。では、先ほど報告いたしましたとおり、小柳理

事が委員を辞任いたしましたため、理事に欠員を生じておりますので、二名の理事について直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。

先例により互選は投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認めます。

それでは理事に下村定君、栗原祐幸君を指名いたします。

○委員長(柴田栄君) 農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。赤城農林大臣。

○國務大臣(赤城宗徳君) ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由と改正の内容を御説明申し上げます。

第一は、農林省本省の附属機関として、サトウキビ原産種農場を設置することであり、サトウ

わが国におけるサトウキビの生産は、近年着実に増大する趨勢にあり、政府といたしまして、昨年制定された甘味資源特別措置法に基づく諸施策を講ずる等その生産振興につとめていた次第であります。しかしながら、サトウキビの病害のうち被害の大きな矮化病の発生が最近わが国において確認され、サトウキビ作農家の経営に及ぼす悪影響が憂慮される実情にございます。この対策として、無病健全な優良品種の種苗を円滑に供給する体制をすみやかに確立する必要がある、このため、サトウキビの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行なう機関としてサトウキビ原産種農場を設置することとしたのであります。

第二は、農林省本省の附属機関として、農林研修所を設置することであり、

最近における農林行政の高度化及び複雑化に對処し、その円滑な運営を期するためには、これを担当する職員等に對し、常に新しい専門的知識及び技術を付与することが必要であると存するのであります。農林省におきましては、従来から農林

省職員及び都道府県の農林関係職員に対する研修を実施してまいりましたのであります。これを統一的に実施する機関を有しなかつたため、必ずしも十分な効果をあげ得たとはいいがたいのであります。このため、農林省本省の附属機関たる農林研修所を設置し、農林省の所管行政にかかる事務または技術を担当する職員等に對し、総合的かつ効率的に研修を実施することとしたのであります。

その他、大宮種畜牧場の整備拡充をはかるため同牧場を白河市に移転し、その名称を白河種畜牧場に改めるとともに、農林省の所掌事務の円滑な遂行に資するためその職員の定員に所要の変更を加えることといたしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。愛知科学技術庁長官。

○國務大臣(愛知揆一君) ただいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

改正の第一は、科学技術庁の附属機関であります航空宇宙技術研究所に支所を設けることができることとするのであります。

同研究所は、航空技術及び宇宙科学技術の向上をはかるため必要な試験研究を行なうことを主たる目的とするものであります。近年における世界の航空技術等の急速な進展に對処して、わが国におけるこれらの水準を飛躍的に向上させるため、昭和四十年年度において、同研究所の拡充強化の一環として、垂直離着陸機の試験研究等を行なう実験所を支所として設けることといたしたく、これに伴って所要の改正を行なうものであります。

第二は、科学技術庁の職員を改めることでありまして、同庁の附属研究機関の強化をはかるため、定員を四十七人増加する一方、OECD日本代表部に新たに科学技術アタッシェ一名を派遣するための定員移しかえを行ない、差し引き四十六人の増加となり、新定員を千八百六十人に改めるのであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。科学技術振興に對する皆さまの深い御理解によりまして慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。愛知文部大臣。

○國務大臣(愛知揆一君) 今回政府から提出いたしました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立社会教育研究所及び臨時私立学校振興方策調査会を設けるとともに、文部省の職員の定員を改め、あわせてその他所要の規定を整備しようとするものであります。

まず、国立社会教育研究所の設置について申し上げます。

近年におけるわが国の産業経済の高度化、社会構造及び生活様式の変化等に伴い、国民一般に對する社会教育の必要性はいよいよ増大しつつあります。このため特に、社会教育関係職員、社会教育に関する団体の指導者その他社会教育の関係を養成確保するとともに、たえずその資質の向上をはかることが緊要であります。従来から文部省におきまして、社会教育主事研修、公民館主事研修、青少年団体指導者研修等の各種研修事業を実施し、社会教育関係職員等の充実につとめてまいりましたが、その一その強化をはかるた

め、このたび、文部省の所轄機関として国立社会教育研究所を設置して、社会教育関係職員等に對し、専門的、技術的な長期の研修を行なうこととしたものであります。

次に、わが国学校教育における私立学校の占める地位の重要性にかんがみ、私立学校の健全な発展をはかるため、文部大臣の諮問機関として臨時私立学校振興方策調査会を設置することとし、私学経営の実態、各種の私学振興方策及びその方策が私立学校の性格あるいは運営に及ぼす影響等について十分に検討し、私立学校の特色を生かした効果的な私学振興方策について成案を得ようとするものであります。なお、この調査会は、昭和四十年四月一日から四十二年六月三十日までの間、臨時に置くこととしてあります。

次に、国民体育館の国立競技場への出資及び学校法人紛争の調停等に関する法律の失効に伴い、所要の規定を整備することといたしてあります。

次に、文部省の職員の定員につきましては、国立大学及び国立高等専門学校の新設、学部・学科の新設、拡充及び学年進行等による教職員の増員並びに国立青年の家の新設等による職員の増員を必要としたのであります。また、文化財保護委員会におきましては、平城宮跡の発掘調査に関する職員の増員と姫路城の修理工事の終了に伴う職員の減員を必要といたします。以上による増減の結果、文部省の職員の定員は、昭和三十九年の九万、三百四十四人に三千八百四人を加え、合計九万四千四百八十八人といたしたのであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 労働省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。石田労働大臣。

○國務大臣(石田博英君) たいだいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

まず、労働基準局に労災防止対策部を設置することに付いて申し上げます。

労働災害の防止につきましては、従来から、労働行政の最重点の一つとして鋭意努力を重ねてきたところであり、労働災害の発生率は逐年減少を示しつつあるとはいえ、経済規模の拡大等の事情もあり、その発生件数はなお顕著な減少を示すには至っておりません。特に、新技術の導入、新原材料の採用等の急速な進展に伴って、新しい種類の労働災害があらわれつつあり、その中には、一たん発生すると予想外に大規模化するおそれのあるものも少なくありません。

政府といたしましては、人命尊重の観点からこれらの労働災害の防止をはかるため、産業社会の進展に即応した労働災害防止計画を樹立の上、これを軸として、労働災害防止に関する諸施策を円滑かつ強力に進めてまいりたいと考えておりますが、その実効を期するためには、行政体制を一段と整備し、これらの諸施策を一元的総合的に推進することがぜひとも必要であると考え、労働基準局に労災防止対策部を設置しようとするものであります。

次に、職業安定事務所を廃止することについて申し上げます。

北九州職業安定事務所は、同地域の炭鉱離職者に対する広域職業紹介等を円滑に行なうため、昭和三十七年四月一日に設置されたものであります。その後、広域職業紹介につきましては、本省の労働市場センターを中心として機械装置により全国の公共職業安定所を連絡する強力な業務体制が整備されることとなりました。この整備等の事情に伴い、同事務所を廃止しようとするものであります。

最後に、労働省本省の職員定員を三百十人増加することについて申し上げます。

この改正は、労働災害防止対策その他の労働基

準監督関係業務、労働市場センター関係業務、労働者災害補償保険事業及び失業保険事業の關係業務等を積極的に推進するため必要な職員三百十人を増加することとしております。

この結果、労働省本省の定員は二万五千九百六十八人となり、外局の定員は二百七十七人を加えて、労働省の職員の定員は合計二万五千三百三十三人となります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由とその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられまようようお願い申し上げます。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。小山建設大臣。

○國務大臣(小山長規君) たいだいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近年の経済成長に伴い、産業の基盤となる各種の公共施設の整備あるいは住宅及び生活環境施設の充実に対する要請はますます大きくなりつつあります。また、経済成長と均衡のとれた社会開発を推進するため、宅地問題の解決が急務となつてまいりました。このような事態に対処するため、建設省といたしましては、行政組織等の面においても、これに即応する体制の整備、特に宅地対策のための機構の整備及び本省、地方建設局間の事務執行体制の両編成が必要とされるに至っております。

このような見地から、このたびこの法律案を提出することとしたのであります。その要旨は、まず第一に、計画局に宅地部を設置し、これに宅地に関する行政を統一的に所掌させることといたしております。現在、宅地制度、宅地の造成、新市街地の開発等に関する事務は、計画局、都市局、住宅局の三局に分散しておりますが、近

年における宅地需給の不均衡が国民の住生活を圧迫し、健全な市街地形成の障害となっている現状にかんがみ、宅地に関する事務を宅地部に一元化し、宅地政策を強力に推進しようとするものであります。

第二に、本省の所掌する実施事務を大幅に地方建設局に委譲することといたしております。

現在本省は、その本来の機能に属する企画、統制に関する事務のほか、多量の実施事務をも処理しており、地方建設局は主として河川、道路等の直轄事業を実施しているにすぎませんが、本省の所掌する実施事務はできる限り下部機構に委譲するといふ基本方針のもとに、今後は、都市計画、住宅関係をも含めた一般行政事務及び補助金関係事務にわたって実施事務の大半を地方建設局に行なわせることとし、所管行政の運営の合理化をはかることと、あわせて地域の特性に応じた総合的な建設行政の実施を促進し、広域行政の推進に資する考えであります。

第三に、中部地方における直轄事業の事業量の増大に対処して、中部地方建設局に用地部を設けることといたしております。

第四に、建設研究所を建設大学校に改めることといたしております。

建設研究所は、近年その組織、施設、教育内容等の飛躍的な充実を見ましたので、このたびこれを建設大学校に改称し、国、地方公共団体等を通じて、建設関係職員の養成訓練を一段と積極的に推進してまいりたいと考えております。

第五に、建築及び建築士に関する重要事項を調査審議させるため、建築審議会を設けることといたしております。最近における建築技術、建築生産等の目ざましい進歩に対処して、建築に関する基本的施策の確立に資するため、新たに建築一般及び建築士に関する重要事項の審議機関として建築審議会を設け、これに伴い本省の附属機関である現行の中央建築士審議会及び一級建築士試験委員を改組して中央建築士審査会に統合し、建築行政の強化をはかりたい考えであります。

第六に、公共用地の円滑かつ適正な取得を促進するため、昭和四十一年三月三十一日までの間、公共用地審議会に公共補償の基準に関する重要事項を調査審議させることといたしております。

最後に、建設省の海外進出の促進等に資するため建設関係在外公館駐在員を一名増加することに伴い、建設省の定員一名を外務省に移しかえることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、北海道開発法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。増原北海道開発庁長官。

○國務大臣(増原憲吉君) たいだいま議題となりました北海道開発法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

昭和四十年度は、第二期北海道総合開発計画の第三年目に当たり、この計画達成を強力に推進するため、北海道開発局の実施する事業は相当増大する見込みであります。

加えて同局では、来年度から一級河川の管理事務を新たに行なうこととなっております。

これら事務を円滑に処理するため、北海道開発庁の定員の増加について改正を行なうものであります。

北海道開発法第十八条で規定しております現行の定員は、一万一千七百六十八人であり、これに新規増員八十人を加えて一万一千八百四十八人とするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合

により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。白井総務長官。

○政府委員(白井一君) たいま議題となりました皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。まず、皇室経済法の一部改正についてであります。

独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対する皇室費の年額は、現在同法第六条第三項第四号により、年令には関係なく、一律に定額の十分の一に相当する額の金額となっておりますが、これらの方々が成年に達せられますと、宮中行事をはじめ内外御交際、各種行事への御出席等公的な諸行事に参加される例となっており、このため、未成年のときに比べ、接遇、御会食、服装関係等に要する費用が著しく増加することになります。よって、独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王のうち、成年に達した方に対する皇室費の年額を定額の十分の三に相当する額の金額に改正したいと存じます。

次に、皇室経済法施行法の一部改正についてであります。

皇室費の定額は、同法第八条により、現在五十万円となっております。これは、昨年四月に改定されたものであります。最近における皇族の内外御交際の増加に伴う経費の増大及び一般経済生活の上昇並びに宮家職員の給与の引き上げに必要経費等を考慮し、その定額を六百二十万円にしたいと存じます。

以上が、この法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合

により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、外務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。椎名外務大臣。

○國務大臣(椎名悦三郎君) たいま議題となりました外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、

- 一、アメリカ局の所掌事務のうち中南米地域に關する部分と移住局の所掌事務とを合わせて中南米・移住局を設置し、アメリカ局を北米局と改め、移住局を廃止すること。
- 二、欧亜局の中近東アフリカ部を局に昇格し、その所掌事務を定めるとともに、欧亜局の所掌事務に所要の改正を行なうこと。
- 三、外務省の職員定員を改正すること。
- 四、本法は、昭和四十年四月一日から施行すること。

を規定いたしております。

中南米・移住局につきましては、御承知のとおり、中南米には、二十二カ国の独立国があります。これら諸国は、人種、言語、宗教、文化の面におきましては、いずれも共通の要素を有しており、また、国際政治、経済の面では、ラテン・アメリカ・グループとして結束しておるのであります。

中南米諸国は、従来アメリカ大陸に位置しているところからアメリカ局において所掌してきましたが、北米地域とは、歴史的、言語的にも、また、文化、経済の発展段階等においても非常に大きな差異があり、かつまた、最近の国連貿易会議において表面化した南北問題においても特殊な地位を占めております。よってこの際、対中南米外交を新しい視野から一段と強化するため、従来のアメリカ局から中南米地域の事務を分離するとともに、特に中南米地域と密接な関係を有する移住局の所掌事務をこれに合わせまして、中南米・移住局を設置することいたしました。なお、これに關連いたしました従来アメリカ局を北米局と

局名を変更いたします。

中近東アフリカ部の局への昇格につきましては、中近東アフリカ地域におきましては、現在独立国四十七カ国の多きに達しておりますが、これら諸国は、政治的、経済的、宗教的、文化的にヨーロッパ地域とは著しく異なるのみならず、民族意識がきわめて強く、国際政治面でも一体として行動することが多くなっております。最近これら諸国とわが国との貿易量は、増加の一途をたどっており、今後政治、経済協力、文化協力等の面での関係もますます緊密化することが予想されます。以上の観点からこれら地域に対し一貫した政策を強力、かつ、有効に実施するため、従来欧亜局の一部であった中近東アフリカ部を局に昇格し、中近東アフリカ局とするものであります。

外務省職員定員につきましては、在外公館の新設、既設公館の増強のため特別職二人、一般職六十三人、計六十五人の増員をいたしております。以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

本委員会の今後の開会時目等については、理事会で相談いたしまして御連絡を申し上げます。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時七分散会

十二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に關する法律案

憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に關する法律案

律案

憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に關する法律

(憲法調査会法の廃止) 第一条 憲法調査会法(昭和三十一年法律第四百十号)は、廃止する。

(総理府設置法の一部改正) 第二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中臨時行政調査会の項を削る。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とする。

(行政管理庁設置法の一部改正) 第三条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則等四項を削る。

(法務省設置法の一部改正) 第四条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条を削る。

(国家公務員法の一部改正) 第五条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第十一号の二及び第十一号の三を削り、第十一号の四を第十一号の二とする。

(特別職の職員に關する法律の一部改正) 第六条 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十七号の二、第十七号の三及び第十九号の五を削る。

第九条(見出しを含む)中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本學術會議會員等」に改め、同条中第十七号の二を「第十八号」に改める。

第十四条第一項第二号中「憲法調査会の委員

第十四条第一項第二号中「憲法調査会の委員

所の名称、位置及び内部組織を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、航空宇宙技術研究所の事務を分掌させるため、所要の地に航空宇宙技術研究所の支所を設けることができる。

第二十四条中「千八百十四人」を「千八百六十人」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 科学技術庁の定員は、改正後の科学技術庁設置法第二十四条の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、千八百六十一人とする。

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「九局」を「十局」に、「アメリカ」を「北米局」に改め、「移住局」を削る。

「北米局」を「中南米・移住局」に改め、「移住局」を削る。

中近東アフリカ局

同条第二項中、「欧亜局」に中近東アフリカ部を削る。

第九条(見出しを含む)中「アメリカ局」を「北米局」に、「アメリカ諸国」を「北米諸国」に改める。

第九条の二第一項中、「中近東、アフリカ」を削り、同条第二項を削り、同条を第九条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(中近東アフリカ局の事務)

第九条の四 中近東アフリカ局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 中近東及びアフリカの諸国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。
- 二 中近東及びアフリカの諸国に関する政務の

処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

三 中近東及びアフリカの諸国における邦人の生命、身体及び財産の保護に関すること。

第九條の次に次の一条を加える。

(中南米・移住局の事務)

第九條の二 中南米・移住局においては、次の事務をつかさどる。

一 中南米諸国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。

二 中南米諸国に関する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

三 中南米諸国における邦人の生命、身体及び財産の保護に関すること。

四 海外移住に関する事務処理のための企画立案に関すること。

五 海外移住に関しあつせん、保護、促進その他必要な措置をとること。

六 海外移住に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

七 海外移住事業団を監督すること。

八 旅券の発給その他海外渡航に関し必要な措置をとること。

九 査証に関すること。

第十三條の二を削る。

第三十條の表中「八三人」を「八五人」に、「二、四六〇人」を「二、五二三人」に、「二、五四三人」を「二、六〇八人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律

(皇室経済法の一部改正)

第一条 皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)の

一部を次のように改正する。

第六条第三項第四号に次のただし書を加える。

ただし、成年に達した者に対しては、定額の十分の三に相当する額の金額とする。

(皇室経済法施行法の一部改正)

第二条 皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第八條中「五百十万円」を「六百二十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

一月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧軍人等に対する恩給に関する請願(第一号)(第二号)(第一一一号)(第一二七号)(第一四八号)(第一八五号)(第二一一号)(第二二七号)(第二三八号)(第三二四号)(第三一五号)(第三二六号)(第三三六号)(第三三七号)(第三四七号)(第三五四号)(第三五五号)(第三六五号)

一、農林省蚕糸局存置に関する請願(第一四号)(第二五号)(第二六号)(第一〇〇号)(第一一八号)(第一二八号)(第一二九号)(第一三〇号)(第一三二号)(第一六六号)(第一六七号)(第一八八号)(第一八六号)(第一九一号)(第二〇二号)(第二二九号)(第二三〇号)(第二三二号)(第二四七号)(第二四九号)(第二五七号)(第二五八号)(第二六二二号)(第二六七号)(第三〇九号)(第三二〇号)(第三二七号)(第三一八号)(第三四五号)(第三四六号)

一、恩給共済年金の格差是正に関する請願(第一一一号)

一、茨城県水戸対地射撃場返還に関する請願(第一五〇号)

一、公務員労働者の賃金一律七千円引上げ要求

実現に関する請願(第一八四号)

一、公務員の賃金、一時金及び諸手当引上げに関する請願(第一九三号)

一、退職公務員の恩給、年金増額に関する請願(第一九四号)

一、米海軍厚木航空基地移転に関する請願(第一九五号)(第三二二号)

一、元南滿州鉄道株式会社職員であった公務員等の恩給、共済問題に関する請願(第二八二号)(第三〇八号)(第三六四号)

一、農林省蚕糸局の整理縮小反対に関する請願(第二八九号)

第一号 昭和三十九年十二月二十一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡御前山村野口五五

六 永島広外三百六十二名
紹介議員 郡 祐一君

旧軍人の恩給は、不均衡のまま放置されているばかりでなく不合理のものも多いため、昭和四十年度において左記事項につき、ぜひとも善処されたいとの請願

一、仮定修給年額的大幅増額。

二、外地抑留期間に対する加算の認定。

三、ソ連軍侵攻地域に対する加算の認定。

四、一時恩給年限を現在職連続三年に是正。

五、全階級にわたる号俸の是正。

六、海軍特務士官等に対する処遇の改善。

七、加算恩給者に対する減算率を百五十分の一に是正。

八、加算資格者に対する裁定事務を明年度完了することく促進。

第二号 昭和三十九年十二月二十一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(二六通)

請願者 山形県東根市大字羽入七九二山形
旧軍人恩給連盟大富支部内 高嶋徳太郎外千二百八十一名
紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一七号 昭和三十九年十二月二十二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県南安曇郡豊科町四、七七〇
長野県軍恩連盟南安曇合支部内
大塚宏外千七百六十名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二七号 昭和三十九年十二月二十二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 滋賀県大津市下堅田町二八 出野
俊二外百五十二名

紹介議員 植木光教君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四八号 昭和三十九年十二月二十三日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県西筑摩郡上松町一、七〇四
長野県軍恩連盟西筑摩郡連合支部
内 見浦衛宗外七百二十八名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八五号 昭和三十九年十二月二十四日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県上伊那郡辰野町大字横川
三、〇四五長野県軍恩連盟辰野町
支部内 一ノ瀬一郎外千七名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二二号 昭和三十九年十二月二十五日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県北安曇郡松川村一、五七六
長野県軍恩連盟北安曇支部内 宮
沢沖衛外四千三百九十三名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二七号 昭和三十九年十二月二十五日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 札幌市北一条西二八丁目北海道軍
恩連盟内 菊地鶴治外四千八百三
名

紹介議員 井川伊平君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三三号 昭和三十九年十二月二十六日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県大町市四、〇七一長野県軍
恩連盟大町市支部内 宮田正外千
九百八十五名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一四号 昭和四十年一月十八日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 愛知県一宮市花園町一ノ一八愛知
県軍恩連合会一宮支部内 松井重
明外四千四百七十五名

紹介議員 草葉隆圓君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一五号 昭和四十年一月十八日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(四通)

請願者 愛知県宝飯郡音羽町長沢字上八王
子三九愛知県軍恩連合会音羽支部
内 岡田熱外三千六百六十四名

紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一六号 昭和四十年一月十八日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(十通)

請願者 横港市西区伊勢町四ノ一六五神奈
川県軍恩連盟西区支部内 永田稔
外一万五千八百二十名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三六号 昭和四十年一月十九日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 愛知県犬山市大字犬山字東古券二
八三ノ五愛知県軍恩連合会犬山支
部内 仙田藤助外千六百八十名

紹介議員 草葉隆圓君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三七号 昭和四十年一月十九日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)

請願者 愛知県海部郡飛鳥村一ノ一愛知県
軍恩連合会飛鳥支部内 服部一朗
外一万七千三百一名

紹介議員 青柳秀夫君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三四七号 昭和四十年一月十九日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)

請願者 愛知県常滑市榎戸字新町南五九
伊藤七三外九百十三名

紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三五四号 昭和四十年一月二十日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 名古屋港区辰巳町一ノ一二愛知
県軍恩連合会港支部内 大原鎮次外八百三名

紹介議員 草葉隆圓君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三五五号 昭和四十年一月二十日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)

請願者 長野県小諸市丁一五三長野県軍恩
連盟小諸支部内 白田正雄外千四
百八十一名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三六五号 昭和四十年一月二十日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)

請願者 愛知県愛知郡豊明町大字杏掛字荒
巻九四 兼子保明外九百九十九名

紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四号 昭和三十九年十二月二十一日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 茨城県水戸市加倉井町七二一 永
山正三外三千六百九十五名

紹介議員 郡祐一君

農林省蚕糸局を存置し、その機構を整備充実せら
れたいとの請願。

理由
昭和三十九年九月臨時行政調査会から政府に提出
された「行政機構改革に関する意見」において、
蚕糸局の機構を大幅に整理縮小することが答申さ
れたことは、まったく理解に苦しむところであ
る。養蚕業は、日本農業の中で重要な地位を占め
農家経済に大きく貢献しており、農山村振興の上
からも今後ますますその重要度を加えている。ま
た、蚕糸は解放経済下において最も国際競争力の
強い唯一の農産物であり、生糸、絹織物は有力な
輸出品として貿易上重要な役割を果たしている。
このような性格を持つ蚕糸業の発展を図るた
めには、生産から消費に至るまで全部部門にわた
る強力にして一貫した蚕糸行政が絶対必要であり、
しかも、今後、ますますその需要が増大する見通
しにあるとき、世界の六割を生産するわが国にお
いて蚕糸局機構を縮小するということは、その国
際信用力を失いつけるばかりでなく、蚕糸業振興
に重大な悪影響を及ぼすことは明らかである。

第二五号 昭和三十九年十二月二十一日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 茨城県筑波郡筑波町大字君島九七

六 菊池勝弥外三千六百三十九名
紹介議員 鈴木一司君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二六号 昭和三十九年十二月二十一日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(九通)
請願者 愛知県丹羽郡岩倉町大字大市場
大島嘉三外千八百六名

紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一〇〇号 昭和三十九年十二月二十二日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)
請願者 神戸市生田区播磨町四九取引所ビ
ル四階神戸生糸問屋協会内 村上
正二郎外百八十七名

紹介議員 田中啓一君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一一八号 昭和三十九年十二月二十二日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 東京都立川市曙町三ノ一〇東京都
養蚕農業協同組合連合会会長 大
野新市外七百七十五名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一二八号 昭和三十九年十二月二十二日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 東京都八王子市南新町二〇東京都
生糸製造協同組合理事長 土屋三
十三

紹介議員 川上為治君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一二九号 昭和三十九年十二月二十二日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 埼玉県上尾市字畔吉五八 山根良
嗣外九千九百五十五名

紹介議員 小林英三君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一三〇号 昭和三十九年十二月二十二日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)
請願者 京都府船井郡丹波町 上田茂三郎
外五百八十三名

紹介議員 植木光教君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一三一号 昭和三十九年十二月二十二日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(六通)
請願者 愛知県稲沢市稲沢町中島郡養蚕農
業協同組合長 塚本新七外千三百
十三名

紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一六六号 昭和三十九年十二月二十三日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)
請願者 京都府綾部市青野 山口武右エ門
外五百七十九名

紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一六七号 昭和三十九年十二月二十三日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(十四通)
請願者 愛知県岡崎市上青野町字屋敷西二
五 神尾寿一外千二百七十八名

紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一六八号 昭和三十九年十二月二十三日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 東京都西多摩郡秋多町菅生一、四
六〇 竹内甲子郎外千二百二十四
名

紹介議員 岡田宗司君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一八六号 昭和三十九年十二月二十四日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 埼玉県深谷市大字大谷一、六五七
須藤松重外一万三千八百五十八名

紹介議員 天田勝正君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一九一号 昭和三十九年十二月二十四日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)
請願者 千葉県安房郡長狭町古畑五三六
高梨和夫外二千二百十六名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二〇二号 昭和三十九年十二月二十四日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(十通)
請願者 東京都杉並区善福寺一ノ一三ノ二
六 倉島弥三郎外千六百七十名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二二九号 昭和三十九年十二月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 茨城県古河市古河七、七〇〇茨城
県繭糸業組合連合会会長 河口次
吉外十名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二三〇号 昭和三十九年十二月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 島根県松江市東本町四ノ五七島根
県養蚕農業協同組合連合会会長
周藤義明外九千六百八十八名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二三二号 昭和三十九年十二月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(十二通)
請願者 愛知県豊田郡御津町大村西方字松
本八七ノ二御津養蚕農業協同組合
長 石黒又平外七百七十九名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二四七号 昭和三十九年十二月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(八通)
請願者 愛知県北設楽郡農根村大字下黒川
字ケゴヤ一三豊根村農業協同組合
長 村松貞義外五百二十九名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二四九号 昭和四十年一月五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 新潟県十日町市字都宮七一中魚
沼養蚕販売農業協同組合連合会
長 涌井謙吾外三十九名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五七号 昭和四十年一月六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 長野県諏訪市九、九四一 千野定
吉外十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二五八号 昭和四十年一月六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 岐阜県惠那郡坂下町坂下一、六四
五 國原信夫外三十九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二六二号 昭和四十年一月六日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願(七通)

請願者 山形県天童市大字天童八八八 高橋一司外一万七千五百九十九名

紹介議員 北島 教真君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二六七号 昭和四十年一月七日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 福井市佐佳枝町三ノ一、一〇四 平田綱市外百四十三名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第三〇九号 昭和四十年一月十三日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 愛知県岡崎市上六名町字宮前一 田口義輔外二百三十名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第三一〇号 昭和四十年一月十三日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願(三通)

請願者 長野県松本市大字落四八 加藤修 次外百六十五名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第三一七号 昭和四十年一月十八日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 神奈川県厚木市厚木一、八〇六、二 神奈川県蚕種協同組合理事長 瀬戸徳孝外二十四名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第三一八号 昭和四十年一月十八日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 愛知県豊田市小坂本町一ノ二五加 茂蚕糸販売農業協同組合連合会

長 木下隆平外百二十三名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第三四五号 昭和四十年一月十九日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸ノ内二ノ二五ノ一 五山梨県蚕販売農業協同組合連合会会長 横田武外三万八千四百六十八名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第三四六号 昭和四十年一月十九日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願(三通)

請願者 岐阜県郡上郡大和村徳永 鷺見浩 平外七万六千七百三十一名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一一二号 昭和三十九年十二月二十二日受理

恩給(共済年金)の格差是正に関する請願

請願者 兵庫県西宮町神呪町八 紅谷進二 外九百二十三名

紹介議員 岸田 幸雄君

恩給(共済年金)額は、退職時の新旧によって著しい格差を生じ、退職年金制度の目的にそわないうらみがあるから、現職公務員の給与に即応して、すみやかに是正せられたいとの請願。

理由

一、恩給(共済年金)計算の基礎となる公務員の給与ベースが毎年増額されているのに、退職公務員の仮定俸給改定が全く見送られているので、退職時の古い者ほど支給される年額が少なくなっている。生活保護費には老年加算があるのに、恩給(共済年金)は老人になればなるほど少ないという不公平な処遇は、社会保障の精神に逆行している。

二、相当年限忠実に勤務して退職した公務員に

支給する恩給(共済年金)は、本人とその扶養家族が適当な生活を維持できる程度の額でなければならぬと法定されているのに、その大半が全国民の最低生活を保障する生活保護基準にも及ばない現状は全く不都合千万であって、政治上時勢も看過を許さるべきでない。

三、恩給(共済年金)は退職公務員に対する生活の安定と福祉の向上に寄与することを使命とするので、うしろむきの施策とされているが、同時にこれは現職公務員に対する退職後のビジョンであるから、前むきの施策でもあることに留意しなければならない。近時アルバイトに熱中して本務をおろそかにする公務員が増加し、往々にして汚職をあえてする不心得者を生じて綱紀の肅正が叫ばれるに至ったことは、退職後の生活不安につながるものとして深憂にたえない。

公務員が在職中安んじて公務に専念しうるにたる退職年金制度の整備と運用が要望される。

(給与ベースと恩給年額及び共済年金額比較表等添付)

第一五〇号 昭和三十九年十二月二十三日受理

茨城県水戸対地射撃場返還に関する請願

請願者 茨城県議会議員 倉田辰之助外四十四万五千五百五十二名

紹介議員 郡 祐一君

水戸対地射撃場返還をすみやかに実現せられるよう、二百万市民の総意により強く要請するとの請願。

理由

本射撃場は、昭和二十一年米駐留軍に接収され、以来現在まで射撃演習が続けられている。この演習等によりひき起こされた事故は三百余件、このうち二十名に及ぶ重傷人命が失われている。しかも隣接地域には人口ちゆう密な市街地を有し、さらにわが国唯一の東海村の原子力センタ

Iをかかえており、もし万一原子力施設に被害を与えような事故が発生すれば、その災害は想像に絶するものとなり、きわめて憂慮すべき重大事態となることは必至である。

最近では、F一〇五D戦闘機演習が横行されているので、その危険度はいよいよ増大し、常に県民は生命財産の危険にさらされている。

第一八四号 昭和三十九年十二月二十三日受理

公務員労働者の賃金一律七千円引上げ要求実現に関する請願

請願者 富山県新湊市片口 杉原一雄外百四十名

紹介議員 豊瀬 植一君

人事院勧告に対する政府の義務不履行をただすと同時に、地方自治体に対する財源保障等を行ない、公務員労働者の賃金一律七千円引上げ要求を実現に努めるよう、強く要望するとの請願。

理由

全国百六十万の公務員労働者は、この春以来、一律七千円の賃上げ要求を柱とする統一要求の実現を訴えてきたが、政府は、労働三権をく奪した代償として設けた人事院の勧告を尊重するといながら、結果的には過去四回同様、またも勧告の実施時期を値切るといふ不法な態度をとった。

第一九三号 昭和三十九年十二月二十四日受理

公務員の賃金、一時金及び諸手当引上げに関する請願

請願者 東京都武蔵野市境二ノ五二〇 内藤明外三百五十五名

紹介議員 木村 八郎君

公務員の給与改善について、当面左記事項をすみやかに実現せられたいとの請願。
一、引上げ額は、一律一万円引上げ要求にできるだけ近づけること。
二、人事院勧告の実施時期を完全実施すること。
三、地方自治体に対する財源保障をすること。
四、新三等級、設置等による体系改善をしないこと。

と。

五、行(表)の不当差別をなくすこと。
六、住宅手当制度を設け、最低五千円を支給すること。

七、通勤手当を実費払いとすること。
八、年末手当を引き上げること。

理由

人事勧告は、一律一万円引上げの要求とは大きくかけはなれたものであるのに、政府はこの勧告すらも値切っており、はなはだ不満に堪えない。消費者米価等諸物価の値上がりによって、公務員の実質賃金はますます低下してきている。

第一九四号 昭和三十九年十二月二十四日受理
退職公務員の恩給、年金増額に関する請願

請願者 札幌市北二条西四丁目札幌郵政局
内北海道郵政退職者の会内 横川 正市

紹介議員 横川 正市君

恩給、年金受給の処遇改善について左記事項のすみやかなる実現を図るよう善処せられたいとの請願。

一、恩給、年金を現職国家公務員の給与ベースに即応するよう増額するとともに退職年次別による格差を是正すること。
二、恩給、年金を国家公務員の給与ベースの上昇にスライドさせる制度を確立すること。

三、北海道に在住する恩給、年金受給者には国家公務員に支給される寒冷地諸給与に対応する金額を別に加給すること。

理由

普通恩給は戦後数回改定されたがその引上げ率はきわめて低く、又退職公務員の年金は未だ一回の改定もない。戦時中の国家的要請に依り、あらゆる困苦欠乏に耐え、一意専心国家の業務に奉仕し、殊に、終戦時の混乱時には衣食住の窮迫と闘い、これを克服して鬼孫のために新生をひらいて努力してきた私どもは、近時著しい経済の変動から相つづ物価の高騰により、いわゆる経済の谷間

にあえいでいると言つても過言ではない。現職国家公務員の給与は毎日のように物価や生活水準の上昇にスライドして増額され、その給与ベースは昭和三十九年の改定で三万五千円に達しているが、恩給、年金ベースは未だ二万円にも満たず、一万円以下の受給者が全給者中の七十パーセント以上を示し最低生活さえ覚つかない状態に置かれている。しかも退職年次別に格差が著しく、十年前に退職した者と最近退職した者との間には勤務年数同一の者であつて、平均三十パーセントの差があり、又、生活保護法による扶助を受けている者が約八千人の多きを算えている。清貧に甘んじ、将来の生計を恩給、年金に托し、老後の保障を信じていただけに恩給、年金の増額が今日ほどはげしく要請されるべきではないのである。

北海道に勤務する国家公務員に対して絶対必要な生活給の一部として支給されている寒冷地諸給与(石炭手当寒冷地手当)が恩給、年金算定上の基準給与から除外されているのは全く不合理であり、北海道に在住する恩給、年金受給者に対しては、この寒冷地諸給与に対応する適当な金額を定額とは別に加給されるのが当然で、恩給、年金額の少なくとも十パーセント額を毎年十月の支給期において在任証明を徴する等の方法によって加給されたい。

政府は新年度において恩給、年金の大幅増額を考慮しているとの新聞報道があるが、先きにしばしば参事院内閣委員会において議決された「恩給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」を尊重され私どもの期待を裏切ることのないよう切に望むものである。私どもは、ここで「恩給年金は退職後においても適当な生活を維持するに足るものでなければならぬ」とされている法律上の権利、義務を主張しようとしていたのではなく、ひたすら窮状を訴えて政府の善処を懇請する。

第一九五号 昭和三十九年十二月二十四日受理
米海軍厚木航空基地移転に関する請願
請願者 神奈川県大和市上和田一、七三三

田辺外六千八百四十八名
紹介議員 相澤 重明君
米海軍厚木航空基地を早急に他に移転するよう、政府並びに国会において検討の上実現されたいとの請願。

理由

米軍基地の所在することにより、厚木市民は連日連夜ジェット機の騒音に悩まされ、更に数度にわたる墜落事故により多数の死傷者と周辺地域に大惨事をひき起こした。これまで再三にわたり基地周辺住民に対する抜本的対策を要求してきたが、なんら事態の好転をみないのでこれ以上黙視することができない。

第三二二号 昭和四十年一月十八日受理
米海軍厚木航空基地移転に関する請願

請願者 神奈川県大和市下鴨間二、八一三
ノ一大和市基地対策協議会内 石井正雄外六千四百五十九名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第一九五号と同じである。

第二八二号 昭和四十年一月十二日受理
元南滿州鉄道株式会社職員であった公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 佐賀市赤松町二六佐賀商工会議所
内佐賀県満鉄会内 古賀董

紹介議員 鍋島 直紹君

元南滿州鉄道株式会社職員であった国家公務員、地方公務員、三公社職員の恩給共済年限の通算措置については、第四十三国会において、関係法律の改正が行なわれ、要望の大部分が実現を見たのであるが、現行規定ではなお左記の問題が未解決のため著しい不均衡が残存し、多数の不满を招来しているから、早期にこれが改正を実現されたいとの請願。

一、満一ヶ月の通算に当たり在職年を恩給共済最短年限で打ち切る規定を改め、実在職年数は完全通算すること。

二、終戦後ソ連又は中共に抑留された期間を在職年に通算すること。
三、終戦後の留用期間を在職年に通算すること。
四、共済組合法の長期給付に關し、非更新組合員にも在職年の通算措置を講ずること。

満鉄在職期間を恩給又は共済年限に通算するに当たり、日一満一ヶ月と、日一満一ヶ月については在職年をそのまま通算し、満一ヶ月については恩給共済最短年限をこえる年数は通算しない現行法は、不公平である。また、朝鮮輝太等に在勤した日本官吏が抑留された場合は、抑留期間が日本官吏としての在勤期間に加算されるにもかかわらず、満鉄職員については終戦時までは在職年の加算を認めながら終戦後の抑留又は留用期間の通算を認めないのは不均衡な処置である。更に今回の満鉄職員期間の通算措置は、国家公務員、地方公務員については現行共済組合法の施行日以前に退職者にも適用されるが、三公社職員については現行公共企業体職員等共済組合法の施行日以前の退職者で恩給公務員でなかった者には通算の適用がないのは不合理である。なおこの問題については、本年六月二十日参議院内閣委員会において各党共同提案にかかる次のとおりの附帯決議が付けられている。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
「……外国政府及び外国特殊法人職員の恩給最短年限を超える在職年並びに抑留期間及び留用期間の通算等さらに検討すべき問題が残されている。……政府はこれらの問題について速かに検討の上善処するよう要望する。右決議する。」
(本要望の該当事者概数表添付)

第三〇八号 昭和四十年一月十三日受理
元南滿州鉄道株式会社職員であった公務員等の恩給、共済問題に関する請願
請願者 福井市下北野町板屋七一 上田正男

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第三六四号 昭和四十年一月二十日受理
元南満洲鉄道株式会社職員であった公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 福井市町屋町一二 伊佐義寿
紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第二八九号 昭和四十年一月十二日受理
農林省蚕糸局の整理縮小反対に関する請願

請願者 福島県議会議長 佐川幸一
紹介議員 石原幹市郎君

行政機構改革に当り、蚕糸業の重要性を十分に認識して、蚕糸局を整理、縮小することのないよう強く要望するとの請願。

理由

繭はわが国農業における発展性のある選択的拡大作物として今後の開放経済体制下においては、きわめて重要な生産物である。

しかるに過般の臨時行政調査会の行政改革に関する意見によれば、蚕糸局の事務を大幅に整理し、機構を縮小すべきであるとの答申がなされている。もし、答申どおり政府が蚕糸局の整理、縮小を実施すれば必然的に地方庁における蚕糸行政機構の整理、縮小をまねき養蚕農民の生産に重大な影響を与えるばかりでなく、農業構造改善上重要な地位をしめしている養蚕業の振興を阻害する結果をもたらす国民経済に与える損失は図り知れないものがある。

一月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、文部省設置法の一部を改正する法律案
- 一、農林省設置法の一部を改正する法律案
- 一、労働省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。
日次中「第二十七条の二」を「第二十七条」に改める。

第五条第一項第十五号中「及び国民体育館を」削り、同項第十七号の二を削る。

第十条第一号中「国立西洋美術館」の下に、「国立社会教育研究所」を加える。

第十条の二第五号を次のように改める。

五 削除

第十二条第一項第三号の二を削る。

第十三条第一項第四号中「並びに第二十七条の二に掲げる学校法人紛争調停委員」を削る。

第十四条中「第二十七条及び第二十七条の二」を「及び第二十七条」に、「国立西洋美術館」を「国立西洋美術館」に改める。

第十五条第一項中「国立西洋美術館」の下に、「国立社会教育研究所」を加える。

第二十条の二の次に次の一条を加える。
(国立社会教育研究所)

第二十条の三 国立社会教育研究所は、社会教育関係職員、社会教育に関する団体の指導者その他社会教育の関係者に対し、社会教育に関する専門的、技術的の研修を行なう機関とする。

3 国立社会教育研究所の内部組織は、文部省令で定める。

第二十七条第一項の表私立大学審議会の項及び高等専門学校審議会の項中「及び学校法人紛争の調停等に関する法律(昭和三十七年法律第七十号)」を削り、同表中教科用図書検定調査審議会の項の次に次のように加える。

臨時私立学校振興方策調査会	文部大臣の諮問に応じて私立学校の振興の方策に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関する事項を文部大臣に建議すること。
---------------	---

第二十七条の二を削る。

第三十一条の表中「八九、八〇〇人」を「九三、六〇九人」に、「八七、五二六八人」を「九一、二七六八人」に、「五四四八人」を「五三九八人」に、「九〇、三四四人」を「九四、一四八八人」に改める。

附則に次の一項を加える。

11 第二十七条第一項の表に掲げる審議会等のうち、臨時私立学校振興方策調査会は、昭和四十年四月一日から昭和四十二年六月三十日まで置かれるものとする。

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第十五号、第十条第一号及び第十条の二第五号の改正規定、第十四条の改正規定(第二十七条の二に係る部分を除く)、第十五条第一項の改正規定並びに第二十条の二の次に一条を加える改正規定は、昭和四十年七月一日から施行する。

2 文部省本省の定員は、改正後の文部省設置法第三十一条の規定にかかわらず、昭和四十年六月三十日までの間は、「九三、六二三人」とし、同年七月一日から同年九月三十日までの間は、「九三、六一〇人」とする。

農林省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法(昭和二十四年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「茶原種農場」を「茶原種農場」に、「種畜牧場」を「種畜牧場」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。
(さとうきび原原種農場)

第三十二条の二 さとうきび原原種農場は、さとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行なう機関とする。

2 さとうきび原原種農場は、鹿児島県に置く。

3 さとうきび原原種農場の内部組織については、農林省令で定める。

第三十三条第二項の表中「大宮種畜牧場」大宮市を「白河種畜牧場」白河市に改め、同条の次に次の一条を加える。

(農林研究所)
第三十三条の二 農林研究所は、農林省の所管行政に係る事務又は技術を担当する職員等に対し、その職務を行なうのに必要な研修(他の所掌に属するものを除く)を行なう機関とする。

2 農林研究所は、東京都に置く。

3 農林研究所の内部組織については、農林省令で定める。

第九十一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員
本省	三〇、三二八人
食糧庁	二八、九一三人
林野庁	一、〇七八人
水産庁	一、八二一人
合計	六二、一四〇人

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定(茶原種農場)を「茶原種農場」に改める部分に限る。及び第三十二条の次に一条を加える改正規定は同年十月一日から、第三十三条第二項の表の改正規定は同年十二月一日から施行する。

2 食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、二万八千九百十四人とする。

労働省設置法の一部を改正する法律案
労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

日次中「第三款の二 職業安定事務所(第十七条の三)」を削る。

第五條第二項中「労災補償部」を「労災防止対策

部、労災補償部」に改める。

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「及び第六号の二に掲げる事務（労働災害防止規程に係るものを除く。）」を「に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち労働福祉事業団の監督に関するもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 労災防止対策部は、前項第二号及び第三号に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に関するもの、同項第六号の三及び第十号に掲げる事務並びに同項第十一号に掲げる事務のうちじん肺法及び労働災害防止団体等に関する法律の施行に関するものをつかさどる。
第十四条中「職業安定事務所」を削る。
第二章第三節第三款の二を削る。
第二十二条の表中「二四、七八六人」を「二五、〇九六人」に、「二五、〇〇三人」を「二五、三三三人」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、職業安定事務所に係る改正規定は、昭和四十一年三月一日から施行する。
(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)
2 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。
第四十一条中「職業安定事務所」を削る。
(雇用促進事業団法の一部改正)
3 雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。
第三十四条第一項及び第二項中「職業安定事務所」を削る。

二月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、建設省設置法の一部を改正する法律案

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案
一、大蔵省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。
第三条第十四号中「海岸堤防」を「海岸」に、「助成」を「助成及び監督」に改める。
第四条第三項中「第一号の三まで、第十七号から第十八号の三まで」を「第一号の三までに規定する事務、同条第五号の五に規定する事務のうち新市街地の造成を目的とする土地区画整理事業（幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画として決定されたものの用に供する土地の造成を主たる目的とするものを除く。以下次条第二項において同じ。）の実施、指導、助成及び監督に関するもの、前条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務（都市局の所掌に属するものを除く。以下次条第二項において同じ。）、前条第十七号から第十八号の四まで及び第二十二号の三に規定する事務、同条第二十二号の五に規定する事務（都市局の所掌に属するものを除く。以下次条第二項において同じ。）、前条第二十二号の六に規定する事務、同条第二十三号の二に規定する事務のうち住宅公団の業務で宅地の造成、管理及び処分、土地区画整理事業、水面埋立事業、新住宅市街地開発事業並びに首都圏市街地開発区域整備法及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業に係るものに関するもの、同条」に改める。

4 都市局においては、前条第五号から第五号の四までに規定する事務、同条第五号の五に規定する事務（計画局の所掌に属するものを除く。）、同条第五号の六から第五号の九までに規定する事務、同条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務（都市局の所掌に属するものを除く。）、同条第二十一号から第二十二号の二まで、第二十二号の四及び第二十三号に規定する事務、同条第二十三号の二に規定する事務（計画局の所掌に属するものを除く。）、同条第二十三号の三及び第二十三号の四に規定する事務、同条第二十三号の五に規定する事務（計画局の所掌に属するものを除く。）、並びに同条第二十四号に規定する事務をつかさどる。
第四条の二第一項を次のように改める。
計画局に宅地部を、河川局に砂防部を置く。
第四条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 宅地部においては、第三条第五号の五に規定する事務のうち新市街地の造成を目的とする土地区画整理事業、水面埋立事業、新住宅市街地開発事業並びに首都圏市街地開発区域整備法及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業に係るものに関するもの、同条」に改める。

10 第十条第一項の表中
中央建築士審議会
一級建築士試験委員
一級建築士試験に関する事務をつかさどることを
建設大臣の諮問に応じて一級建築士及び二級建築士に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基づく権限を行なうこと。

建設大臣の諮問に応じて一級建築士及び二級建築士に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基づく権限を行なうこと。
一 国土計画及び地方計画に関する調査及び立

事務、同条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務のうち工業団地造成事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に関するもの、同条第六号から第七号までに規定する事務、同条第二十号に規定する事務のうち建築基準法による地域、地区及び街区の指定に関するもの並びに同条第二十二号の五に規定する事務のうち新住宅市街地開発事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に関するものをつかさどる。
第四条第七項を次のように改める。
7 住宅局においては、前条第十九号に規定する事務、同条第二十号に規定する事務（都市局の所掌に属するものを除く。）、同条第二十一号から第二十二号の二まで、第二十二号の四及び第二十三号に規定する事務、同条第二十三号の二に規定する事務（計画局の所掌に属するものを除く。）、同条第二十三号の三及び第二十三号の四に規定する事務、同条第二十三号の五に規定する事務（計画局の所掌に属するものを除く。）、並びに同条第二十四号に規定する事務をつかさどる。

地区画整理事業の実施、指導、助成及び監督に関するもの、同条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務、同条第十八号から第十八号の四まで及び第二十二号の三に規定する事務、同条第二十二号の五に規定する事務、同条第二十二号の六に規定する事務、同条第二十三号の二に規定する事務のうち住宅金融公庫法第十七条第四項及び第八項に規定する住宅金融公庫の業務の監督に関するもの並びに第三条第二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の業務で宅地の造成、管理及び処分、土地区画整理事業、水面埋立事業、新住宅市街地開発事業並びに首都圏市街地開発区域整備法及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業に係るものに関するものをつかさどる。
第五条の三第一項中「」に関するもの並びに日本住宅公団の業務で土地区画整理事業及び水面埋立事業以外の事業に係るものに関するもの（計画局の所掌に属するものを除く。）に改める。
第六条中「建設研修所」を「建設大学院」に改める。
第九条の二（見出しを含む）中「建設研修所」を「建設大学院」に改め、同条第一項中第一号の二を第一号の三に改める。

建設大臣の諮問に応じて一級建築士及び二級建築士に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基づく権限を行なうこと。

建設大臣の諮問に応じて一級建築士及び二級建築士に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基づく権限を行なうこと。

第十二条各号を次のように改める。
一 国土計画及び地方計画に関する調査及び立

建築審議会	建設大臣の諮問に応じて建築及び建築士に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議すること。
中央建築士審査会	一級建築士試験に関する事務をつかさどり、その他建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基づく権限を行なうこと。
中央建築士審議会	建設大臣の諮問に応じて一級建築士及び二級建築士に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基づく権限を行なうこと。
一級建築士試験委員	一級建築士試験に関する事務をつかさどることを

- 案のための業務に関すること。
- 二 建設業者の登録に関すること。
- 三 建設業者の発達及び改善の助長並びに建設業者の監督に関すること。
- 四 宅地建物取引業者の免許及び監督に関すること。
- 五 不動産鑑定士試験並びに特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験の実施に関する事務並びに不動産鑑定士、不動産鑑定士補及び不動産鑑定業者の登録及び監督に関すること。
- 六 都市計画及び都市計画事業の決定の案の作成その他当該決定に関する事務に関すること。
- 七 都市計画事業その他都市施設に関する事業の実施、助成及び監督に関すること（助成に関する事務には、補助金等の配分に関する事務を含む。以下次号、第九号及び第十二号から第十八号まで並びに第十三条第四項に規定する助成に関する事務について同じ）。
- 八 土地区画整理事業の実施、助成及び監督に関すること。
- 九 河川、水流及び水面の利用、改良、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に関すること。
- 十 砂防工事その他の砂防に関する管理の実施に関すること。
- 十一 地すべり防止工事その他の地すべりの防止及びほた山の崩壊防止に関する管理の実施に関すること。
- 十二 海岸保全施設に関する工事その他の海岸の保全に関する管理の実施、助成及び監督に関すること。
- 十三 洪水予報及び水防警報の実施並びに水防に関する助成及び監督に関すること。
- 十四 道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に関すること。
- 十五 河川、道路、砂防設備及び海岸の災害復旧事業の実施、助成及び監督に関すること。

- 十六 公営住宅及び共同施設の建設、補修、管理及び処分助成及び監督に関すること。
- 十七 住宅地区改良事業並びに改良住宅の管理及び処分助成及び監督に関すること。
- 十八 防災建築街区造成事業の助成及び監督に関すること。
- 十九 防災建築街区造成組合に関すること。
- 二十 市町村の区域ごとの公営住宅建設三箇年計画に関すること。
- 二十一 建築主事の資格検定及び一級建築士試験の実施に関する事務に関すること。
- 二十二 一級建築士の免許に関すること。
- 二十三 国費の支弁に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設に関すること。
- 二十四 関係国家机关に対して官公庁施設の建設等に関する法律の施行に必要なる報告又は資料の提出を求めると並びに国家机关の建築物及びその附帯施設の保全に関する実地についての指導に関すること。
- 二十五 水資源開発公団法第二十四条の規定による特定施設の操作に関する指揮に関すること。
- 二十六 道路整備特別措置法に基づく工事の検査に関すること。
- 二十七 建設工事用機械の貸付けに関すること。
- 二十八 道路の交通量の調査その他所管行政の実施のため必要な調査に関すること。
- 二十九 所管行政に関する監察事務に関すること。
- 三十 公共団体等の委託に基づき、建設工事、建設工事の設計及び建設工事の工事管理並びに建設工事用機械の修理及び運転を行なうこと。
- 三十一 前号に掲げるものほか、委託に基づき、建設省の所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事及び建設省の所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事を行なうこと。

- 三十二 委託に基づき、他の事務に支障のない範囲内で、建設省の行なう営繕工事に使用する建築資材について特別な試験を行なうこと。
- 第十三条第二項を次のように改める。
- 2 北陸地方建設局及び四国地方建設局においては、前条の規定にかかわらず、同条第二十三号、第二十四号及び第三十二号に掲げる事務並びに同条第三十号及び第三十一号に掲げる事務のうち営繕工事に係る事務は、分掌しないものとする。
- 第十三条第三項中「第一号の三及び第二号の三に掲げる事務並びに同条第二号及び第二号の二に掲げる事務」を「第二十三号、第二十四号及び第三十二号に掲げる事務並びに同条第三十号及び第三十一号に掲げる事務」に改め、同条第四項中「おいて工事を実施させるを」における「工事、維持その他の管理並びに助成及び監督に関する事務を行なわせる」に改める。
- 第十四条第一項中「左の五部及び一室を」を「次の六部」に、「河川部」を「計画部」に改め、「企画室」を削り、同項ただし書を次のように改める。
- ただし、北陸地方建設局及び四国地方建設局には用地部及び営繕部を、中国地方建設局には用地部を置かない。
- 第十九条中「二万五千七百二十人」を「三万五千七百十九人」に改める。
- 第二十二条を次のように改める。
- 第二十二条 公共用地審議会は、第十条第一項に規定する事項のほか、昭和四十一年三月三十一日までの間に限り、建設大臣の諮問に応じて公共用地の取得に伴う公共補償の基準に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べることが出来る。

- 条の三及び第十条の改正規定並びに次項の規定は昭和四十年七月一日から、第十九条の改正規定は昭和四十年十月一日から施行する。
- 2 建築士法の一部を次のように改正する。
- 日次中「第六章 建築士審議会及び試験委員」を「第六章 建築士審議会」に改める。
- 第十条第三項中「中央建築士審議会又は都道府県建築士審議会」を「中央建築士審議会又は都道府県建築士審議会」に改める。
- 第二十五条中「中央建築士審議会」を「中央建築士審査会」に改める。
- 「第六章 建築士審議会及び試験委員」を「第六章 建築士審査会」に改める。
- 第二十八条及び第二十九条を次のように改める。
- (建築士審査会)
- 第二十八条 一級建築士試験又は二級建築士試験に関する事務をつかさどらるるとともに、この法律によりその権限に属させられた事項を処理させるため、建設省に中央建築士審査会を、都道府県に都道府県建築士審査会を置く。
- (建築士審査会の組織)
- 第二十九条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、それぞれ委員十人以上をもって組織する。
- 2 一級建築士試験又は二級建築士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会にそれぞれ試験委員を置く。
- 3 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会にあっては建設大臣が、都道府県建築士審査会にあっては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することが出来る。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。
- 第三十一条第一項中「中央建築士審議会及び都道府県建築士審査会」を「中央建築士審査会及び都

道府県建築士審査会」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十三条中「一級建築士試験委員、二級建築士試験委員、」を「委員、試験委員」に改める。

第三十四条中「中央建築士審議会、都道府県建築士審議会、一級建築士試験委員及び二級建築士試験委員」を「中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会」に改める。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十九号中「及び海面」を「その他海面及び飛行場」に改める。

第二十八条の二第一項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 委託により、飛行場の工事を施行すること。

第三十八条第一項の表港湾審議会の部中「開港」の下に「及び管理」を加え、同表中「臨時鉄道法制」調査会

運輸大臣の諮問に応じて鉄道に関する法制に関する重要事項を調査審議すること。

削り、同条第三項を削る。

第四十六条第一号中「含む」の下に「次号において同じ。」を加え、同条第二号中海面の下に「及び飛行場」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 飛行場の建設、改良及び災害復旧に関する国の直轄の土木工事の施行に關すること。

第四十七条第一項の表中「新潟県」を「新潟県長野県」、「東京都」を「東京都 埼玉県 群馬県」に、「茨城県」を「茨城県 栃木県 山梨県」に改め、「北海道」を削り、「大阪府」を「大阪府 奈良県」に、「静岡県」を「静岡県 岐阜県」に改め、同条第二項を削る。

第五十五条の二第一項第一号中「關すること」の下に「(港湾建設局の所掌に屬するものを除く。)」を加える。

第八十三条の表中「一四、九六二人」を「一五、〇八八人」に、「六、〇三八人」を「六、〇八八人」に、「三二、五六一人」を「三二、七三四人」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「及び海岸法」を「並びに海岸法」に改め、「海岸保全施設」の下に「及び飛行場」を加える。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条第三項中「銀行局」の下に「保険部及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十一条第二項を削る。

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保険部においては、前項第一号の事務のうち生命保険業及び損害保険業に係るもの並びに同項第八号の事務(検査部の所掌に屬するものを除く)をつかさどる。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十九条第一項の表中「一六、二五九人」を「一六、三六四人」に、「五〇、九五一人」を「五一、一五一人」に、「六七、二一〇人」を「六七、五二五人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(国家公務員法の一部を改正する法律の一部改正)

2 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「一六、二五九人」を「一六、三六四人」に、「一六、二五四人」を「一六、三五九人」に、「六七、二一〇人」を「六七、五一五人」に、「六七、二〇五人」を「六七、五一〇人」に改める。

昭和四十年二月五日印刷

昭和四十年二月六日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局